

令和5年度 第1回 栗東市いじめ問題対策連絡協議会

次 第

日時 令和5年11月30日(木)
午前10時30分～12時00分
場所 栗東市庁4階第3,4委員会室

開会

1. あいさつ

2. 委員紹介

3. 議事

(1) 令和4年度のいじめ事案の概要について

【議事1 P9～】

4. 栗東市いじめ問題調査委員会委員講演

演題 「重大事態の調査について」

講師 臨床心理士・公認心理師 大畑 好司 様

5. 情報交換：各関係機関から

閉会

栗東市いじめ問題対策連絡協議会 名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名
1	栗東市長	<small>たけむら やすし</small> 竹村 健
2	栗東市教育委員会	教育長 <small>あづち のりひこ</small> 安土 憲彦
3	草津警察署生活安全課	課長 <small>やまぐち まさよし</small> 山口 正芳
4	滋賀県中央子ども家庭相談センター	係長 <small>しみず あきひろ</small> 清水 昭宏
5	大津地方法務局人権擁護課	課長 <small>よしかわ としひこ</small> 吉川 利彦
6	栗東市立小学校校長会代表	校長 <small>ばんどう やすき</small> 坂東 靖記
7	栗東市立中学校校長会代表	校長 <small>なかがわ けんじ</small> 中川 謙二
8	滋賀大学	副学長 <small>わたなべ まさゆき</small> 渡部 雅之
9	栗東市PTA連絡協議会	栗東西中 PTA会長 <small>おくむら あきら</small> 奥村 明
10	栗東市民生委員児童委員協議会連合会	会長 <small>とみなが けんじろう</small> 富永 健二郎
11	栗東市人権教育課	課長 <small>まつうら とおる</small> 松浦 透
12	栗東市こども家庭センター家庭児童相談室	室長 <small>こばやし るみ</small> 小林 露水
13	栗東市発達支援課	課長補佐 <small>ながさわ みちよ</small> 永澤 道代
14	栗東市少年センター	所長 <small>かぎひろ おさむ</small> 鎰廣 修

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

講師

	所 属	氏 名
	滋賀県スクールカウンセラー(臨床心理士・公認心理師)	<small>おおはた こうじ</small> 大畑 好司

事務局

	所 属	氏 名
1	栗東市教育部長	<small>こばやし ひろみ</small> 小林 弘美
2	栗東市教育委員会事務局学校教育課 課長	<small>たかの たかし</small> 高野 崇
3	栗東市教育委員会事務局学校教育課 いじめ等対策参事員	<small>たけだ ごろう</small> 武田 吾朗
4	栗東市教育委員会事務局学校教育課 指導主事	<small>つじ あきふみ</small> 辻 顕史

○栗東市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

平成 26 年 12 月 24 日

条例第 28 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 栗東市いじめ問題対策連絡協議会(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 栗東市いじめ問題調査委員会(第 11 条―第 18 条)
- 第 4 章 栗東市いじめ問題再調査委員会(第 19 条―第 22 条)
- 第 5 章 雑則(第 23 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く児童等の人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策として、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の規定に基づき設置する栗東市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、この条例で定めるものを除くほか、法において使用する用語の例による。

第 2 章 栗東市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第 3 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、栗東市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) いじめの防止等のための施策に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) いじめの防止等のための施策に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他いじめの防止等のための施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第 5 条 協議会は、市長、教育長及び次に掲げる者のうちから市長が指名するものをもって組織する。

- (1) 草津警察署の職員
- (2) 市立学校の校長
- (3) 子ども家庭相談センターの職員
- (4) 市の職員
- (5) 関係行政機関の長又はその指名する職員

(6) 学識経験を有する者

(7) その他市長が認める者

2 協議会の構成員(以下「構成員」という。)の定数は 15 人以内とし、前項各号に掲げる者については市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 6 条 前条第 1 項各号に掲げる構成員の任期は、2 年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第 7 条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、教育長がその職務を代理する。

(会議)

第 8 条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 構成員は、協議会において協議が整った事項について、その結果を尊重しなければならない。

(関係者の出席等)

第 9 条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第 3 章 栗東市いじめ問題調査委員会

(設置)

第 11 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、栗東市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 12 条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第 14 条第 3 項に定めるもののほか、次に掲げる調査を行う。

(1) 法第 24 条に規定する調査

(2) 法第 28 条第 1 項に規定する調査

(組織)

第 13 条 調査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、青少年健全育成等に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第 14 条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が

任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 15 条 調査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 調査委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 調査委員会は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第 17 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第 18 条 第 6 条、第 9 条及び第 10 条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「前条第 1 項各号に掲げる構成員」及び「構成員」とあるのは「委員」と、同条第 2 項中「構成員」とあるのは「委員」と、第 9 条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条及び第 10 条中「協議会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとする。

第 4 章 栗東市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第 19 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、栗東市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 20 条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。

(任期)

第 21 条 委員の任期は、前条の市長の諮問のあった日から当該諮問に係る調査を終えた日までとする。

(準用)

第 22 条 第 6 条第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 17 条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項ただし書及び第 2 項中「構成員」とあるのは「委員」と、第 9 条中「会長」とあるのは「委員長」と、「協議会」とあるのは「再調査委員会」と、第 10 条中「協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会事務局学校教育

課」とあるのは「総務部総務課」と、第 13 条第 1 項中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第 2 項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第 14 条第 1 項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第 2 項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第 15 条第 1 項及び第 3 項中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第 16 条第 1 項中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、同条第 3 項及び第 4 項中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、協議会又は調査委員会若しくは再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会又は調査委員会若しくは再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 5 条第 2 項の規定による構成員の委嘱若しくは任命、第 13 条の規定による委員の委嘱又は第 22 条において読み替えて準用する第 13 条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年栗東町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略